

石川県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領

(目的)

第1条 この要領は、石川県福祉サービス第三者評価調査者名簿(以下「名簿」という。)への登載に当たって必要な事項を定めるものとする。

(名簿への登載)

第2条 県は、石川県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条第3号ア又はイに該当し、同要領同条第4号及び石川県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則第4条第4項に規定する研修を修了した者について、名簿を作成する。

2 石川県内で第三者評価調査業務を行う者は、名簿登載申出書(別紙1)により、県へ名簿への登載を申し出なければならない。

3 評価調査者は、氏名及び連絡先住所に変更があった場合は、名簿登載内容変更届出書(別紙2)により届け出る。

(名簿からの削除)

第3条 県は、名簿に登載した評価調査者が次の各号の一に該当する場合には、名簿から削除する。

(1) 本人から削除の申し出があったとき

(2) 正当な理由がなく、評価調査者継続研修を受けなかったとき

(3) 不正な行為を行う等評価調査者としてふさわしくないと認められるとき

2 県は、前項の規定に基づき評価調査者を名簿から削除したときは、当該評価調査者に対し、その旨を通知する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、名簿登載に当たり必要な事項がある場合は、別に定めることとする。

附 則 この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年1月15日から施行する。